

公民連携(官民連携)促進に関する連携協定書

柏原市（以下「甲」という。）と株式会社官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を生かしながら、連携協力し、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展に寄与する公民連携を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 公民連携（官民連携）実施企業の紹介に関すること
- (2) 公民連携（官民連携）がスムーズに行われるアドバイスを提供すること
- (3) 公民連携（官民連携）事例の発信に関すること
- (4) データベースの利用に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 甲及び乙は、連携協力事項をすべて無償で行う。

3 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、上記の規定にかかわらず、開示者が、事前に自分以外の契約当事者の承諾を得た場合は、甲乙以外の者に対し、この協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲乙いずれからも書面にて特段の申出のない場合は、更に1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。また、甲乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月22日

甲 大阪府柏原市安堂町1番55号

柏原市

市長 富宅 正浩



乙 大阪府四條畷市岡山一丁目3番12号

株式会社 官民連携事業研究所

代表取締役社長 鶴見 英利

